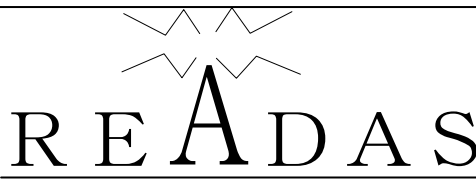


第 5501 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 7月 1日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 区分記載請求書等保存方式におけるレシート

Q：当社はこれまで、消費税の記載事項を満たすレシートを発行していましたが、今後は、区分記載請求書等保存方式の記載事項を満たすレシートにする必要があるとか。どのようなものにすればいいのですか？

A：次のようなものにしなければなりません。

【解説】

消費税が改正されたら、当分の間、消費税の仕入税額控除を受けるには、次の事項が記載された請求書等を保存していなければなりません。

- ①書類の作成者の氏名又は名称
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
※下線部分は改正によって追加になった点です。

したがって、これまで要件を満たしていたレシートであれば、これに軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨と税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額を追加で記載する必要があります。

